

高齢者虐待防止に関する指針

1. 虐待の防止に関する基本的な考え方

当施設では、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれもおこないません。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄放任（ネグレクト）

意図的、結果的であるかを問わず行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しい拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。または利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

本人の同意なしに金銭を使用する。または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

2. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 虐待防止責任者の責務

虐待防止の責任主体を明確にするために施設に虐待防止責任者を置く。

- ① 虐待内容および原因の解決策の責務
- ② 虐待防止に関する一連の責任者

(2) 虐待防止担当者の責務

利用者等から虐待の相談・報告をしやすい環境を整えるため施設に虐待防止担当者を置く。

- ① 利用者または家族からの虐待に関する相談・報告の受付
- ② 職員からの虐待に関する相談・報告の受付
- ③ 虐待に関する虐待防止責任者への報告

(3) 虐待防止検討委員会の設置

施設は、虐待の事実確認、再発防止策等の検討をするため委員会を設置します。

① 委員会の検討内容

- ア 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ウ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- エ 虐待又はその疑い（以下「虐待等」という。）について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- オ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

② 委員会の構成職種

ア 施設長

イ 生活相談員

ウ 介護職員

エ その他に施設長が必要と認める職員

③ 委員会の開催

委員会は3ヶ月に1回以上定期的に開催又は必要な都度開催し、必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行うことができる。

④ その他

この委員会の名称は問わず、また、他の委員会と一体的に活動することも差し支えない。

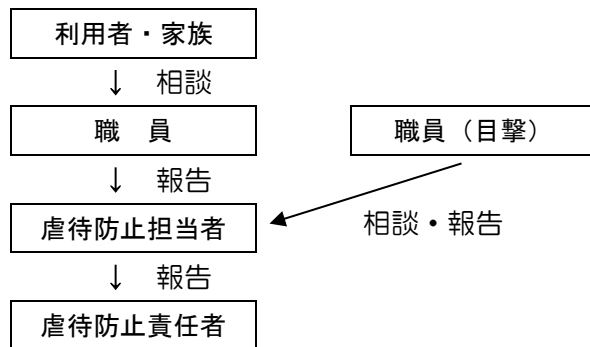
3. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

4. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

施設内で虐待を行っている（行った）疑いのある場合に備えて、予め組織として対応方法を定めておきます。



※ 虐待者が担当者又は責任者本人あった場合は、他の上席者等が代行します。

- ① 事実確認
- ② 虐待を受けた利用者の保護
- ③ 相談者および報告者の保護
- ④ 虐待者への就業規則に則った必要な処置
- ⑤ 市町村の窓口等外部機関に相談（緊急性が高い場合）
- ⑥ 再発防止策の検討、実施
- ⑦ 市町村・関係機関への通報、報告と調査への協力
- ⑧ 家族への説明、謝罪

※ 虐待防止責任者は、委員会と連携し迅速かつ適切に対応します。

5. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 研修内容

職員に対する虐待の防止のための研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当指針に基づき虐待の防止を徹底します。

(2) 研修プログラム

職員教育を組織的に徹底させていくため、次の研修プログラムにより実施します。

- ・高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・早期発見、事実確認と報告等の手順
- ・発生した場合の改善策

(3) 研修の実施

職員への教育・研修は定期的かつ計画的に行い、研修の実施内容を記録・保存します。

- ① 全ての職員に対して、定期的な研修（年2回）の実施
- ② 新任者に対する虐待防止のための研修の実施

6. 虐待に係る苦情解決方法に関する事項

虐待により利用者等から苦情の申し出があった場合は、社会福祉法人二王子会 苦情解決要綱に基づき苦情を適切に解決するよう努めます。

また、苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

8. 利用者に対する当該指針の閲覧に関する事項

この指針は利用者および家族からの求めに応じ、いつでも閲覧することができます。また、ホームページ上に公表します。

9. その他虐待の防止の推進のための必要な事項

5に定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

令和3年8月1日 制定

令和6年4月1日 改正